

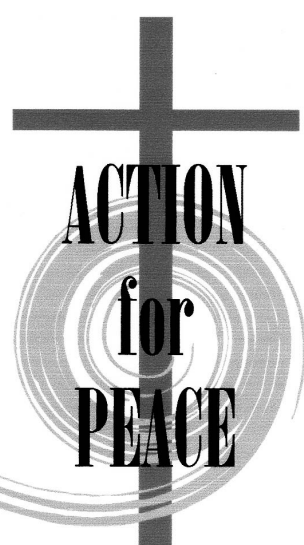
日本バプテスト連盟  
憲法改悪を許さない

私たちの共同アクション

ニュースレター

2016年 8月 24日 No.38

さいたま市南区南浦和 1-2-4 日本バプテスト連盟



ACTION  
for  
PEACE

## 2016年参議院通常選挙後の学びのために

泉バプテスト教会牧師 城倉 啓

2016年7月10日に投開票を終えた参議院通常選挙を受けて、いくつか学ぶべき論点が明らかになったように思います。今・この時・この地で・バプテストのキリスト信徒として、以下の事柄について共に学び、一人で熟考してみてはいかがでしょうか。

### 1. 選挙結果について

自由民主党と公明党は参議院における過半数の議席を確保しました。また、自由民主党の改憲案に部分的に賛成する勢力も合わせると、参議院における三分の二以上の議席も確保しています。両院それぞれの三分の二以上の賛成をもって、改憲原案を発議することが、今や数字の上では可能となりました（憲法 96 条）。大手報道も「与党系改憲勢力が三分の二以上」とはやし立てていますが、その言い方は正確なのでしょうか。

ここで憲法96条に定められている「三分の二」の意味を立ち止まって考えてみましょう。これは、与党系だけで三分の二の議席を目指し、与党系の改憲原案をゴリ押しして良いという意味ではありません。憲法 96 条が厳しく各院に三分の二を要求している目的は、与野党共に合意できる内容しか改憲を許さないということにあります。意見の分かれるところは国会内で熟議し妥協しなくてはなりません。第二次自公連立安倍政権の今までの歩みは、選挙時に示さなかった「影の公約」を、選挙後に数の力で強引に押し通すことの連続でした。特定秘密保護法・TPP・原発再稼働・集団的自衛権行使容認・安全保障法制などなど。これまで誠実な話し合いをしていない政権に対してわたしたちは批判精神をもつべきでしょう。話し合いに価値が有ることを、わたしたちはイエス・キリストから学ぶからです。

今後の国会審議(憲法審査会については後述)において、与野党が真摯に課題に向き合い、議論を尽くし双方、特に少数会派が納得できるまで熟議をするように、見張り続けなくては いけません。「そもそも憲法改正に必要性がない」と主張する会派の意見も、同等に尊重されるべきです。

\*参考資料『平和のつくり方』P4、5「1対話する」の項。平和宣言推進プロジェクト発行

\*国会審議は、インターネットで生中継され、録画もいつでも観られます。

衆議院インターネット中継 <http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php>

参議院インターネット中継 <http://www.webtv.sangiin.go.jp/webtv/index.php>

## 2. 自由民主党改憲草案について

安倍晋三内閣総理大臣は、常々「自分の総裁／首相在任中の改憲を」と言い、参院選後も「9月の臨時国会から憲法審査会を再開すべき(自民党の都合で休止させたことは不問としつつ)」、「自民党草案に沿って審議すべき」との趣旨を公言しています。では、自民党改憲草案の内容とはどのようなものなのでしょうか。もし、内容に優れた点があるならば、汲み取る余地があります。立ち止まって考えてみましょう。

一言で言って、この草案は近代憲法と呼べるものではありません。立憲主義に立っていないからです。現行憲法の99条には天皇・国会議員・大臣・裁判官以下、公務員すべての憲法尊重義務がありますが、草案は、真っ先に憲法尊重義務を国民に負わせ(草案102条1項)、天皇を除外しています(同2項)。「権力を縛る道具としての憲法」という立憲主義が欠落しています。

そして内閣総理大臣ただ一人の権限で、憲法や法律と同等の力を持つ「政令」を発することができるようになります(草案98・99条)。いわゆる緊急事態条項です。権力が分散していない国は、およそ憲法を持っているとは言えません。さらに、現行憲法の三原則である「主権在民」「基本的人権の尊重」「平和主義」がすべて骨抜きにされています。憲法改正は、現行憲法と一体のものでなくては行けないので(憲法96条)、基本原則を変えることは許されません。世襲の天皇を元首と戴くことは「主権在民」に反します(草案前文・1条)。「公益及び公の秩序」を個人の人権よりも上に置く姿勢は、「基本的人権の尊重」に反します。国防軍の創設は(草案9条の二)、戦力の不保持と交戦権の否認を謳う「平和主義」に反します。

\*参考資料 『自民党改憲草案と現憲法対照表』憲法アクション発行

『日本国憲法』(通称「憲法手帳」)憲法アクション発行

『平和を考えるQ&A』29-38ページ、東京地方連合社会委員会発行

### 3. 選挙制度について

有権者やこの国に住む主権者の多数は、憲法改正を望んでいません。比例区の得票率を参考にとすると、いわゆる「改憲4党」を合計しても61%にしかなりません（自由民主党37%で19議席、公明党14%で6議席、おおさか維新の会9%で4議席、日本のここを大切にしよう党1%で0議席）。投票率55%を勘案すれば、改憲について主権者たちによる三分の二の支持はないと言えます。選挙の仕組みが、虚構の三分の二を作り出しています。

現在の選挙制度も民意をねじまげていないか、立ち止まって考えてみましょう。

比例区48議席を単純に比例按分すれば、37%得票の自由民主党には17議席しか割り当てられないはず。つまり2議席は「過剰に選出された代表」です。ドント式配分は無批判ではいけません。北欧で用いられているサン=ラグ式配分は、より小政党に有利なものです。もしも全国一区121議席の比例代表制をとり得票率2%以下の足切りをしないならば、1%を獲得している日本のここを大切にしよう党は、1議席を獲得できるはず。こちらは過少代表、つまり政党によって議席の獲得しやすさに格差があります。

一人区（32箇所）は衆議院の小選挙区と同じく膨大な死票を生む、これまた大政党に有利な仕組みです。もし決選投票や選好順位投票（複数人に順位をつける投票方式）を採用していれば、小政党たちによる候補者の一本化などの選挙協力を要せずに、投票者の意思が選挙結果に影響を及ぼしえたはず。いわゆる「一票の格差」だけでなく、「政党間の格差」がある中で選ばれた国会議員が、「正当に選挙された国会における代表者」（憲法前文）となりえているのかが疑問です。

「どうせ選挙に行っても何も変わらない」というあきらめには一理あります。そのように思わせる制度設計なのです。現職有利な構造的悪を改める必要があります。選挙運動に対する異様な規制の多さ、世界一高い供託金、選挙運動期間を設定することやそれが短すぎることなどの仕組みを合わせて、「1%の富裕層が決められる政治」であることが問題の根っこにあります。もっと国際比較をしてこの国の選挙の異常さを自覚した方が良いでしょう。

わたしたちバプテスト派は「民主的な自治」を重んじる教派です。代表制民主制度を放棄せず、執事選挙や牧師擁立などを行い、連盟総会でも各教会を平等・対等に扱い、自分たちの代表を決めるルールを自分たちで決めています。バプテスト教会は「民主主義の幼稚園」なのです。

自分たちの代表を決める仕組みについて、さまざまに学んでみませんか。

\* 参考資料:「公正・平等な選挙改革にとりくむプロジェクト(とりプロ)」URL <http://toripuro.jimdo.com/>

#### 4. 日本国憲法改正手続に関する法律と憲法審査会について

2007 年第一次安倍政権時に強行採決の未成立した「日本国憲法改正手続に関する法律」（俗称「国民投票法」）は、参議院で 18 もの附帯決議を課せられた欠陥法です。成立後もこれらの附帯決議で課された「国会への宿題」は未だに完全には果たされていません。そのような状況がある中で、同法に基づく憲法審査会を始動させたことがそもそも大きな問題でした（2011 年）。

わたしたちは立ち止まって、重要な憲法改正の手続きを定める法律が、本当に公正なものかどうかを吟味し考えるべきです。民主制は手続きへの信頼でもあるからです。たとえば、最低得票率の定め（有効な投票とみなすための下限、「67%以上」など）がないという欠陥は致命的です。投票率 40% の場合の過半数は、有権者の 20% に過ぎないからです。

ことからの順序としては、主権者に憲法改正の要請が多数を占めているかを尋ねるべきです。もし主権者が必要とするならば、改めて全国で公聴会を実施し主権者の意見を聴取し、それらを尊重した上で、全会派が納得できる憲法改正のための手続法を新規に作成するので、憲法定権は主権者にこそあり（憲法前文）、国会には無い、ましてや内閣にも無いからです。現憲法審査会を再開するとしても、以下のような提案を国会にぶつけてみてはどうでしょうか。

- ① 衆議院 50 名・参議院 45 名から成る憲法審査会を、無所属も含めた全会派の議員によって構成する。
- ② 「沖縄の風」や、無所属議員も積極的に委員に選任し、幹事を無所属も含め全会派 1 名ずつ立てて運営する。
- ③ 議事運営を定める幹事会も一般傍聴者に公開する。④ 全国で公聴会を実施し、主権者たちの「私擬憲法」を募集し、それらを各政党の改憲案と共に審査する。

上記述べたような不利益を小政党が負っていることや、わたしたちが憲法定権を持つ主権者であることを考えれば当然の措置であると思います。

\*参考資料：『憲法改悪を考える Q&A』東京地方連合社会委員会発行

#### 憲法カフェ Open!

あなたの教会で「憲法カフェ」を開きませんか？

今さら聞けないよね! 憲法って、実は読んだことないんだ! そもそも憲法って何?そんな人こそ、話そうよ! 日本バプテスト連盟HP 「憲法改悪を許さない共同アクション」のサイトからチラシ見本ダウンロードできます。